

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめ、ユーザー、取引先、従業員ひいては社会全体の共栄を目指すべき存在であり、またこれにより企業価値が継続的に増大するとの認識を有しております。そして、その達成のため、社会的に有用なサービスを創出するとともに、各ステークホルダーとの関係強化及び経営統治機能の充実に努めることが、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であり、経営上の最重要項目と位置付けております。また、経営統治機能の充実に努めるため、各ステークホルダーへの適正かつタイムリーなディスクロージャーに努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
板倉 広高	3,678,000	71.03
株式会社SBI証券	216,200	4.18
齋藤 慶介	168,000	3.24
楽天証券株式会社	55,200	1.07
日本証券金融株式会社	46,700	0.90
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE - AC)	35,300	0.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	25,000	0.48
竹内 基浩	15,000	0.29
株式会社IKK任意組合YKK口	13,600	0.26
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS - MARGIN (CASHPB)	13,300	0.26

支配株主(親会社を除く)の有無	板倉 広高
-----------------	-------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
-------------	---------

決算期	3月
-----	----

業種	サービス業
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
---------------------	--------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主とは取引を行わないことを基本方針としておりますが、止むを得ず取引を行う必要がある場合には、その取引の合理性・妥当性・適正性について審議のうえ、取締役会の決議を行い、少数株主の保護に努める方針です。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
米山 恭右	他の会社の出身者													
中山 周一郎	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
米山 恭右		社外取締役の米山恭右氏は、当社と平成28年3月期まで取引を行っていた株式会社パソナに以前在籍しておりましたが、米山恭右氏の在籍期間中の取引は無く、取引内容・規模について株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、その概要の記載を省略しております。	システム面に関する経験と知識が豊富であること、コンサルティング業務を行う中で多数の企業の役員の方と接しており、取締役の意思決定の妥当性・適正性の客観的な助言・提言が期待できるため、選任しております。また、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員にしております。

中山 周一郎	社外取締役の中山周一郎氏は、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人に以前在籍しておりましたが、当社の監査担当ではなく、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、その概要の記載を省略しております。	公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、特に財務や会計面を中心に締役の意思決定の妥当性・適正性の客観的な助言・提言が期待できるため、選任しております。また、独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断したため、独立役員にしております。
--------	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、日常業務において内部監査人と必要に応じて都度意見交換を行っており、密に連携を図っております。また、監査役は、内部監査人及び会計監査人と四半期に1度意見交換等を行い、監査の実効性及び効率性の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大西 正義	他の会社の出身者													
小崎 勇	他の会社の出身者													
細川 琢夫	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

大西 正義	社外監査役の大西正義氏は、当社と取引を行っている株式会社プロネクサス(旧 亜細亜証券印刷株式会社)に以前在籍していましたが、大西正義氏の在籍期間中の取引は無く、取引内容・規模について株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、その概要の記載を省略しております。	IT業界やディスクロージャーに関する経験や知識を有しており、独立役員として適切であると判断し、選任しております。
小崎 勇		上場会社における管理部門やIRにおける豊富な経験と、取締役や監査役としての経験が豊富であることから、独立役員として適切であると判断し、選任しております。
細川 琢夫		管理部門における経験に加え、上場会社における管理部門管掌の取締役を経験しており、経験も知識も豊富であることから、独立役員として適切であると判断し、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	5名
--	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブ付与に関する施策は実施しておりませんが、従業員として新株予約権を付与した後に社内取締役に就任した者がおります。

ストックオプションの付与対象者	従業員
-----------------	-----

該当項目に関する補足説明

業績への意識向上を図るため、従業員へストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬の総額が1億円以上の者が存在しないため、個別報酬の開示はしていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会が決定する報酬総額の限度内において、取締役会決議に基づき決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートは、管理部が行っております。
取締役会の資料は、原則、事前配布し、社外取締役及び社外監査役が検討するための十分な時間を確保するとともに、必要に応じて事前の説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会

取締役会は、取締役5名(うち社外取締役2名)で構成され、原則、毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催し、業務執行を監督するとともに、法令及び定款等の定めに従い、重要な事項の意思決定を行っております。

監査役会

監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名(3名とも社外監査役)で構成され、毎月1回取締役会と同日に開催しております。監査役は、株主総会及び取締役会に出席し意見を述べるほか、重要な書類の閲覧等により業務の執行を監査しております。

会計監査

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けており、監査は適切に実施されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コンプライアンスを含めた経営の監視機能の強化を図ること、ステークホルダーの保護、迅速な意思決定を行うことができる体制の確保を実現するため、現在のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の議決権行使における十分な検討期間を確保するため、招集通知作成の早期化等の体制整備を図る方針であります。
集中日を回避した株主総会の設定	開催日に関しましては、より多くの株主にご出席いただけるよう、集中日を避けるよう留意しておりますが、事務日程、会場の予約状況等を勘案のうえ、開催日を決定しております。
電磁的方法による議決権の行使	今後、検討して参ります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにおいて、基本方針等を開示する予定であります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に説明会を実施する方針です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に説明会を実施する方針です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現状、定期開催の予定はありませんが、外国人投資家の保有状況を考慮の上、適宜開催する予定であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、IR資料を掲載する方針です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部が担当部署となります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コンプライアンス規程」や「インサイダー取引防止規程」等を定めるとともに、社内への周知徹底を図っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対し、当社ホームページや決算発表後の説明会等を通じて、適時・適切に情報を開示していく方針です。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「内部統制システム整備の基本方針」を取締役に於いて決議しております。また、内部統制システムの整備に関する基本方針は以下のとおりとなります。

1. 取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法362条第4項第6号)
 - ・当社取締役(代表取締役を含む、以下同じ)は、その職務の執行に当たっては、法令および定款、コンプライアンス規程その他諸規程を整備し、これらを遵守するとともに、社会の倫理規範を遵守し、これを率先垂範して行う。
 - ・当社においては、管理部管掌取締役がコンプライアンスの推進責任者を務めるものとし、同人が当社のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
2. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則第100条第1項第1号)
 - ・取締役は、株主総会、取締役会の議事録と関連資料、その他取締役の職務執行に関する重要な文書を、それぞれの担当業務に従い、適切に保存・管理する。
 - ・取締役会議長は、上記情報の保存・管理を監視・監督する責任者となる。
 - ・管理部長は、上記責任者を補佐し、上記文書その他の情報の保存及び管理につき指導を行う。管理部内に上記情報管理の担当者を置く。
 - ・上記文書は、文書取扱規程に基づき保管し、必要に応じて閲覧できる状態を維持する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則第100条第1項第2号)
 - ・取締役会は、当社の企業活動の持続的発展を脅かすあらゆるリスクに対処するため、リスク管理体制を整備する。
 - ・リスク管理については、取締役を含む各部門の責任者により構成される「経営会議」において情報の共有化や対策検討を行い、重大な損失発生 の未然防止、再発防止、迅速な対応に資するとともに、事業環境の急激な変化に対応すべく機動的な運営を図るものとする。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第3号)
 - ・事業活動に際し社内全体における意志統一を図るため、取締役会において短期、中期若しくは長期の経営計画を策定し、当該経営計画に基づき予算等を設定する。
 - ・取締役会は、取締役の職務の執行を迅速かつ効率的にするため、職務権限規程その他の業務運営規程に基づき、業務執行を担当する取締役・執行役員及び従業員の職務権限を定め、業務の執行を行わせる。
 - ・職務の執行のより一層の迅速化・効率化を図るため必要と認められる場合には、その内容が定款変更に関わる場合を除き、取締役会規程に基づく組織機構の変更を行うことができる。
5. 従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第4号)
 - ・当社は従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、従業員に対するコンプライアンス教育及び啓蒙活動を行い、それらの遵守を徹底する体制を構築する。
 - ・従業員は、法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、これをコンプライアンス推進責任者に報告する。コンプライアンス推進責任者は、代表取締役社長と協議のうえ、必要と認める適切な措置を決定する。
 - ・代表取締役社長は、内部監査部門を直轄する。内部監査部門は、代表取締役社長の指示に基づき、業務執行状況の内部監査を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第1号)
 - ・監査役が業務を補助すべき従業員を置くことが必要と判断し、これを求めた場合、監査役付を置くことができる。当該監査役付は、当社業務を熟知し、計数的な知見を有する従業員とする。
 - ・監査役付は、監査役の指示に従い、その職務を行う。
7. 前号従業員の取締役からの独立性に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第2号)
 - ・前号の監査役付の独立性を確保するため、当該従業員の指揮命令権は、監査役に属する。
8. 監査役を補助すべき従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第3号)
 - ・監査役付に対する指示の実効性を確保するため、監査役は、当該従業員の人事異動、人事評価、懲戒処分等に対して同意権を有する。
9. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制(会社法施行規則第100条第3項第4号)
 - ・業務執行を担当する取締役・執行役員及び従業員は、取締役会等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
 - ・業務執行を担当する取締役は、(1)会社の信用を大きく低下させた、またはその虞のあるもの、(2)会社の業績に大きな悪影響を与えた、またはその虞のあるもの、(3)社内外に、環境、安全、衛生面で重大な被害を与えた、あるいはその虞のあるもの、(4)重大な法令・規則等の違反、あるいはその虞のあるもの、等につき、発見次第速やかに監査役に対して報告を行う。
10. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第5号)
 - ・内部通報制度を整備するとともに、正当な内部通報をした従業員等が、当該通報を理由として不利益な取り扱いを受けないようにする。
11. 監査役職務の執行について生ずる費用または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第6号)
 - ・監査役職務を通じて生ずる費用の前払または償還手続、その他職務の執行について生ずる費用または債務の処理は、監査役職務に必要なでない認められる場合を除き、会社がこれを負担する。
12. その他監査役職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第7号)
 - ・業務執行を担当する取締役・執行役員及び従業員は、監査役職務の実施に際して、業務の状況を報告し、その職務に係る資料を開示する。
 - ・監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、会計監査人、弁護士その他の専門家を活用することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たないことを徹底するため、規程等の整備と全社への周知徹底を図っております。また、所轄警察署や暴力追放推進運動センターとの関係を強化するため、不当要求防止責任者を選任・配置しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

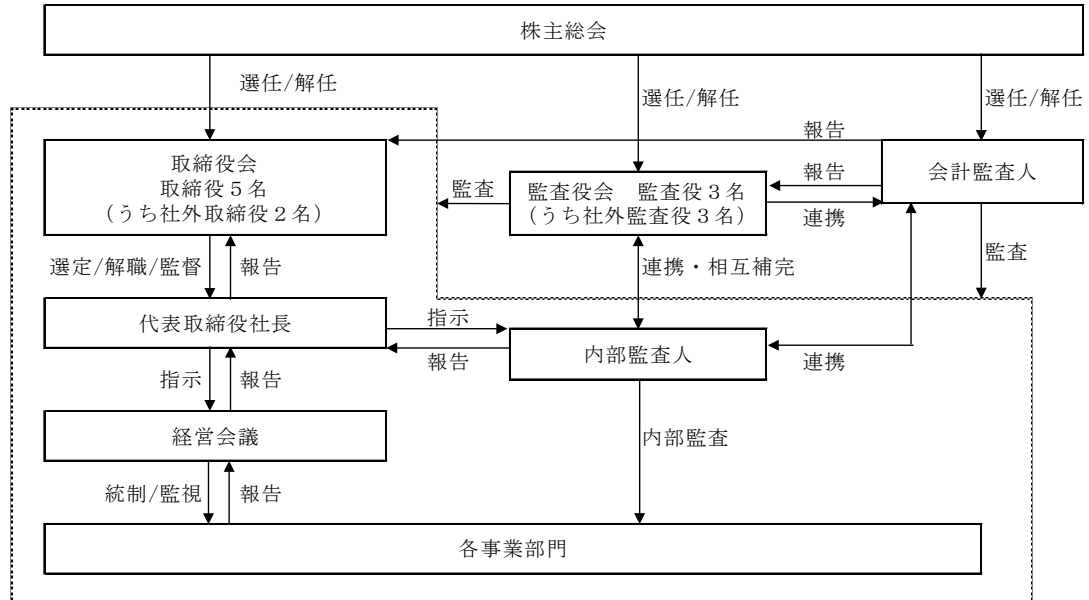
該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

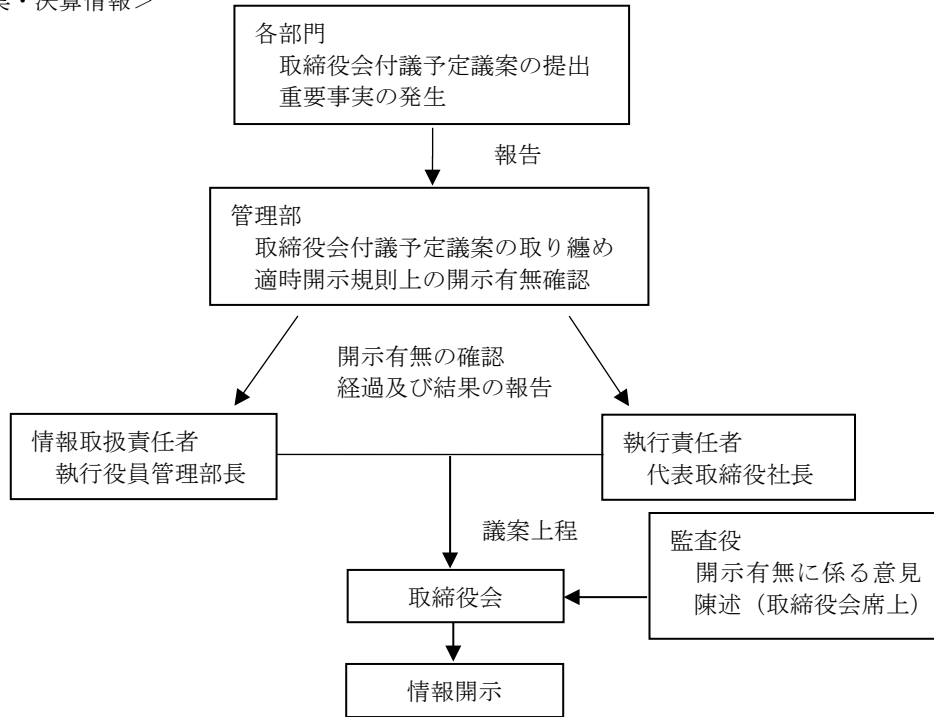
該当事項はありません。

【模式図(参考資料)】

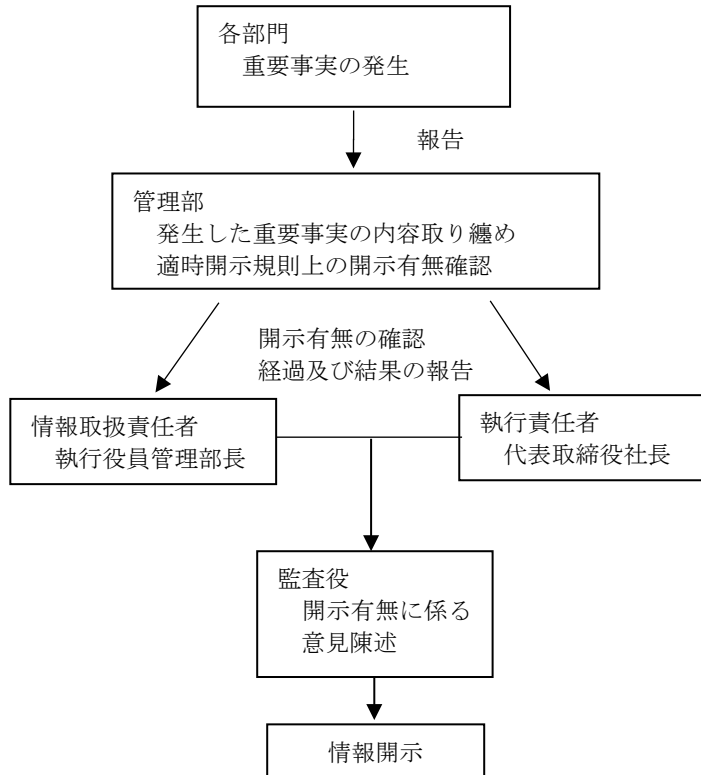


【適時開示体制の概要（模式図）】

< 決定事実・決算情報 >



< 発生事実 >



以上